

岩手県告示第 232 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 盛岡和賀線
 - (2) 供用開始の区間 紫波郡矢巾町大字広宮沢第 4 地割字夏明 179 番 1 地先から第 7 地割字南村 4 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 28 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 3 月 25 日から同年 4 月 25 日まで
- 2 (1) 路線名 二戸九戸線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字長興寺第 13 地割字外久保 9 番 9 地先から第 10 地割字沖 57 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 27 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 3 月 25 日から同年 4 月 25 日まで
- 3 (1) 路線名 釜石遠野線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 遠野市青笹町糠前字笛吹国有林 24 林班 2 小班地先内
 - イ 遠野市青笹町糠前字笛吹国有林 24 林班 イ 小班地先内
 - ウ 遠野市青笹町糠前字笛吹国有林 24 林班 イ 小班地先からほ 2 小班地先まで
 - エ 遠野市青笹町糠前字笛吹国有林 24 林班 ほ 1 小班地先内
 - オ 遠野市青笹町糠前 45 地割字実木 76 番 9 地先から 76 番 8 地先まで
 - カ 遠野市青笹町糠前 45 地割字実木 75 番 43 地先から 75 番 16 地先まで
 - キ 遠野市青笹町糠前 45 地割字実木 75 番 34 地先内
 - ク 遠野市青笹町糠前 45 地割字実木 75 番 43 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 25 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成 20 年 3 月 25 日から同年 4 月 25 日まで